

[テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

■基準IV-A-1の自己点検・評価

(a) 現状

理事長は、私立学校法及び「学校法人関東学園寄附行為」の規定に基づいて理事会を主宰し、法人及び法人設置の3校（関東学園大学、関東短期大学、関東学園大学附属高等学校）を統括する責任者として、法人運営に常に全力を注ぎながら、強いリーダーシップを発揮して取り組んでいる。

理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業実績を監事の監査を受けた後、理事会の議決を経て評議員会に報告して意見を求めている。また、次年度の予算及び事業計画は、評議員会への諮問後に理事会で審議している。

理事長は、概ね毎月開催される定例理事会において、法人及び各学校の重要事項を審議し、各学校の教学の全般的な状況、入学者募集状況、就職状況、その他の運営についても詳細な現況報告を受け、経営改善計画の進捗状況を把握しながら、各学校の改革に取り組んでいる。法人や各学校の運営に必要な諸規程は整備している。

理事の定数は、寄附行為で7名と規定しており、私立学校法第38条の規定に従って次の(1)～(3)のとおり、選任区分ごとに適切に選任している。また、理事の解任は学校教育法第9条の規定を準用して寄附行為で定めている。

- (1) 関東学園大学長、関東短期大学長及び関東学園大学附属高等学校長(「各学長・校長」という。以下同じ。)並びに学園長のうちから互選した者 2人
- (2) 評議員のうちから、評議員会において選任した者 2人
- (3) この法人に関係ある学識経験者のうちから、前第1号、第2号に規定する理事の過半数をもって選任した者 3人

理事長は、理事会に先立って各学校の代表者と事務局担当者による経営改善全体会議を開催し、主として募集活動に基づく経営改善計画の進捗状況や、学校運営に関する重要事項の報告を受けるとともに、学校間の認識の共有化を図っている。

以上のように、理事長及び理事会の管理運営体制は確立しており、法人及び各学校はこの体制に基づいて業務や学校運営を適切に行っている。

理事会は、平成26年度は18回開催しており、学校法人の意志決定機関として適切に機能している。

(b) 課題

理事長のリーダーシップの下、学校法人の管理運営体制は確立しており、月に1回以上の理事会を開催し、各学校の現況、課題等を把握しながら対応策を検討しているが、経営改善の収支目標は未達成であり、短期大学としての教育研究活動のキャッシュフローは赤字となっている。

■テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの改善計画

第Ⅱ期の経営改善計画は2年目であるが、より効果的な募集広報活動を行うことによって、入学者増による収入の増加を図り、キャッシュフローを黒字化していく必要がある。

**[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]**

**[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]**

**■基準IV-B-1の自己点検・評価**

**(a) 現状**

学長は、建学の精神を踏まえた「こども学科教育指導計画」の中で、本学の教育目標を草案し、これと関連づけた三つの方針を含めた本学の教育体系を創出している。全国保育士養成協議会及び同協議会関東ブロック協議会の理事を務めるなど、保育者養成の経験が豊富で、また、児童福祉行政の経歴を有することから、「群馬県社会福祉審議会児童措置・虐待対応専門部会」の部会長、「館林市子ども子育て会議」会長等、児童福祉に関連した地域の役職を委嘱される等地域に根差した短期大学として、依頼された役職は受諾するよう努めている。

学長は、「学長等の選任規程」に基づいて選任され、短期大学の運営全般に精通し、学生や教職員に公平・公正な態度で接しており、建学の精神である「敬和・温順・質実」を体現することを目指している。

学長は、月に1回、定例で教授会を開催してその議長となり、教育研究に関する重要な事項の審議機関としての教授会を適切に運営している。定例教授会のほか、年度末等に臨時教授会を開催することもある。教授会は事前に審議・報告事項等の内容を記した開催案内を全専任教員に通知している。また、教授会の事前に学長、学科長、事務長、学生サービスセンター課長からなる学長主催会議を開催して、教育研究及び学務に関する基本的事項や、教授会における審議・報告事項等を協議して教授会に臨んでいる。

教授会は、教授以外に准教授、講師、助教を含めた全専任教員を構成員としており、そのほか、事務長、学生サービスセンター課長と同センター職員も参加している。平成26年度は定例教授会12回、臨時教授会6回を開催し、議事録も整備している。

学校教育法の一部改正により、教授会での学長決定権は強化されたが、学長は毎回の教授会で、教員総意による決定ができるよう民主的な会議運営を意図する等、短期大学の運営責任者として適切なリーダーシップを発揮している。

教授会の事務作業、記録は学生サービスセンター職員が担当し、毎回の議事録は次の教授会に提出して確認しており、決定内容は専任教員全員で共有している。

教授会以外に、概ね月に1回、こども学科長が主催する学科会議を開催し、学科における教学内容、学生指導等に関して全専任教員で協議を行い、適切な学科運営を図っている。

学長は教授会の下に、各種委員会や検討会議等を設置して、教学内容の充実や学校運営に反映している。専任教員はそれぞれ年度当初の教授会において、学長又は学科長から委嘱された複数の委員会や検討会議等に所属して、教学、学生支援、募集広報等を担当している。委員会や検討会議等の種類は下記のとおりで、学生サービスセンター職員も参加して教員と連携している。

**【委員会・検討会議等】**

教務検討会議、FD委員会、教育実習支援室、保育実習支援室、進路支援室、学生

指導担当、広報推進会議、入試委員会、図書委員会、学術図書刊行担当、各種の学校行事担当

また、付設機関として「こども研究センター」及び「ヴェルボトナル言語教育研究所」があり、地域の子育て支援や言葉の障がいへの貢献を期して活動している。

(b) 課題

幼稚園教諭免許や保育士資格取得のため、教育課程に制約の多い養成校ではあるが、本学の教育目標に基づく保育者養成が、保育現場の求める人材育成と合致しているかを検証し、求められる保育者像を具体化して教育内容に反映させることが必要である。今後とも、教務検討会議での更なる討議や教授会での審議を継続し、学長のリーダーシップの下、教職員が共通認識をもって、同じ目標をに向かって教育活動を実践していくことが必要である

■テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの改善計画

自由で活発な審議が行える教授会運営を目指すことが必要である。教授会の審議内容は学長主催会議で決定済みであり、教授会は単なる報告会であるとの印象を持たれないように留意する必要がある。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区 分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

■基準IV-C-1の自己点検・評価

(a) 現状

監事は、私立学校法の規定に基づき、法人の業務及び財産の状況について、適宜監査を実施している。事務局管理職に対するヒアリングや、各学校の学長主催会議等に参加して、教学内容や学校運営についての現状を把握しながら理解を深め、事務処理及び学校運営の適正かつ効率化を目的とした業務監査を実施している。

監事は、全ての理事会及び評議員会に出席し、発言の場合は議長の指名により意見を述べている。決算については監査法人と連携しながら、毎会計年度終了後2月以内に監査報告書を理事会及び評議員会に提出している。また、文部科学省主催の「学校法人監事研修会」に参加し、私立大学を取り巻く現状や動向、課題等についての認識を深めながら、研修内容も報告している。

(b) 課題

監事は適切に業務を行っており、監査業務は特に問題はない。

[区 分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。]

■基準IV-C-2の自己点検・評価

(a) 現状

「学校法人関東学園寄附行為」第22条第2項で「評議員会は15人以上19人以内の評

議員をもって組織する」と規定しており、現在は理事定数の2倍を超える18名で評議員会を構成している。評議員の選任は、寄附行為に基づき適切に選任している。

評議員会では、予算や決算、資産運用に関する事項及び事業報告や事業計画の審議を行い、法人の現状や課題、将来構想等についても意見を述べている。

評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催されており、平成26年度は6回開催し、理事会の諮問機関として適切に運営されており、議事録も作成している。

(b) 課題

評議員会は、法人の財政状況や各学校からの現状報告を受け、各部門の課題についても認識している。評議員は随時、建設的な意見を述べており、諮問機関としての機能を適切に果たしている。

**[区 分 基準IV-C-3 ガバナンスが適切に機能している。]**

■基準IV-C-3の自己点検・評価

(a) 現状

毎年度の事業計画と予算案は、法人及び各学校から集約して法人事務局で編成し、3月に評議員会へ諮問した後に理事会で審議しており、決定された事業計画と予算は速やかに全教職員に周知している。

法人は、平成25年度から5か年の経営改善計画に基づき、各学校の年度ごとの目標を作成して計画的に予算を執行している。日常的な会計処理業務は、学校法人会計基準及び「学校法人関東学園経理規程」、「支出等決裁区分規程」に基づき適切に実施している。計算書類、財産目録等は規定に基づき作成しており、法人の経営状況及び財政状況を適正に表示している。毎月の資金計画は事務局で作成し、理事長の承認を受けている。また、決算書類は法人監事の監査及び公認会計士による監査を経て、評議員会及び理事会に報告している。これらの決算報告及び事業報告は、教育情報とともにウェブサイトに掲載し、広く情報を公開している。

法人は、組織的・計画的な寄付金の募集は実施していないが、寄付金（現物寄付を含む）は適正に受け入れている。学校債の発行は行っていない。

資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、「学校法人関東学園資金運用規程」に基づき、安全かつ適正に管理している。

(b)課題

現在、ガバナンスは健全に機能している。今後とも、各種法令等に基づいて適切に実行する必要がある。

「関東学園監査室事務分掌規程」により監査室を設置しているが、各部署で作成した業務マニュアルを適宜見直すなど、組織が健全かつ効率的に運営されるよう内部統制機能の充実を図る必要もある。

■テーマ 基準IV-C ガバナンスの改善計画

特になし。

◇基準Ⅳについての特記事項

(1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。

学長は、可能な限り地域からの要請に基づく各種の役職を受諾するとともに、開かれた大学として地域貢献を意図した活動を行っており、専任教員に対しても同様の姿勢を求めている。教員は、教育研究、実習先への訪問、募集活動のための高校訪問等に多くの時間を割いているが、高校への出前授業、地域の講演活動等に際しても、積極的に受諾するよう要請している。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし。